

日本脳炎予防接種について

平成17（2005）年度から平成21（2009）年度に実施された日本脳炎ワクチンの積極的勧奨の差し控えにより、接種を受ける機会を逃してしまった方について、特例措置が設けられています



特例措置

平成7（1995）年4月2日から平成19（2007）年4月1日までの間に生まれた**20歳未満**が対象です。20歳になる誕生日の前日までに接種しましょう。

これまでの接種回数	区分	前回接種との間隔
平成23（2011）年5月20日までにまったく受けていない	1回目（1期初回1回目）	—
	2回目（1期初回2回目）	6日以上
	3回目（1期追加）	6か月以上
	4回目（2期）	6日以上
平成23（2011）年5月20日までに1回以上受けている	2回目（1期初回2回目）	6日以上
	3回目（1期追加）	6日以上
	4回目（2期）	6日以上



通常の定期接種（平成21（2009）年10月2日以降に生まれた方）

【第1期（1～3回目）】

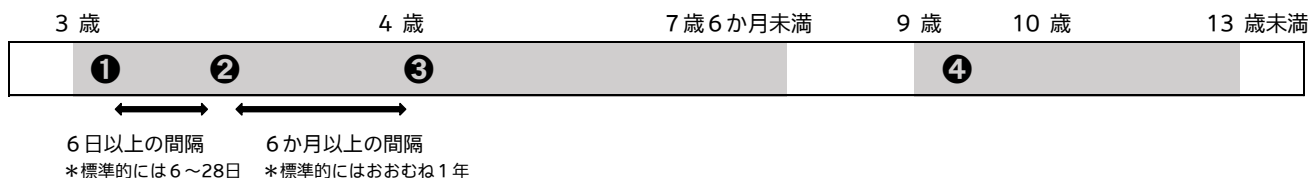
生後6か月から7歳6か月未満までに3回接種します。

		前回接種との間隔	標準的な接種年齢
初回	1回目	—	3歳
	2回目	6日以上（標準的には28日まで）	
追加		6か月以上（標準的には1年）	4歳

【第2期（4回目）】

9歳以上13歳未満までに1回接種します（標準的には9歳から10歳まで）。

【標準的な接種スケジュール】



【問合せ先】郡山市保健所 保健・感染症課 感染症・予防接種係（024-924-2163）